

# 智を磨く

豊田市立飯野小学校

令和 8年 2月13日 No.39

〈学校だより〉文責: 大村 斎人  
おおむら よしひと

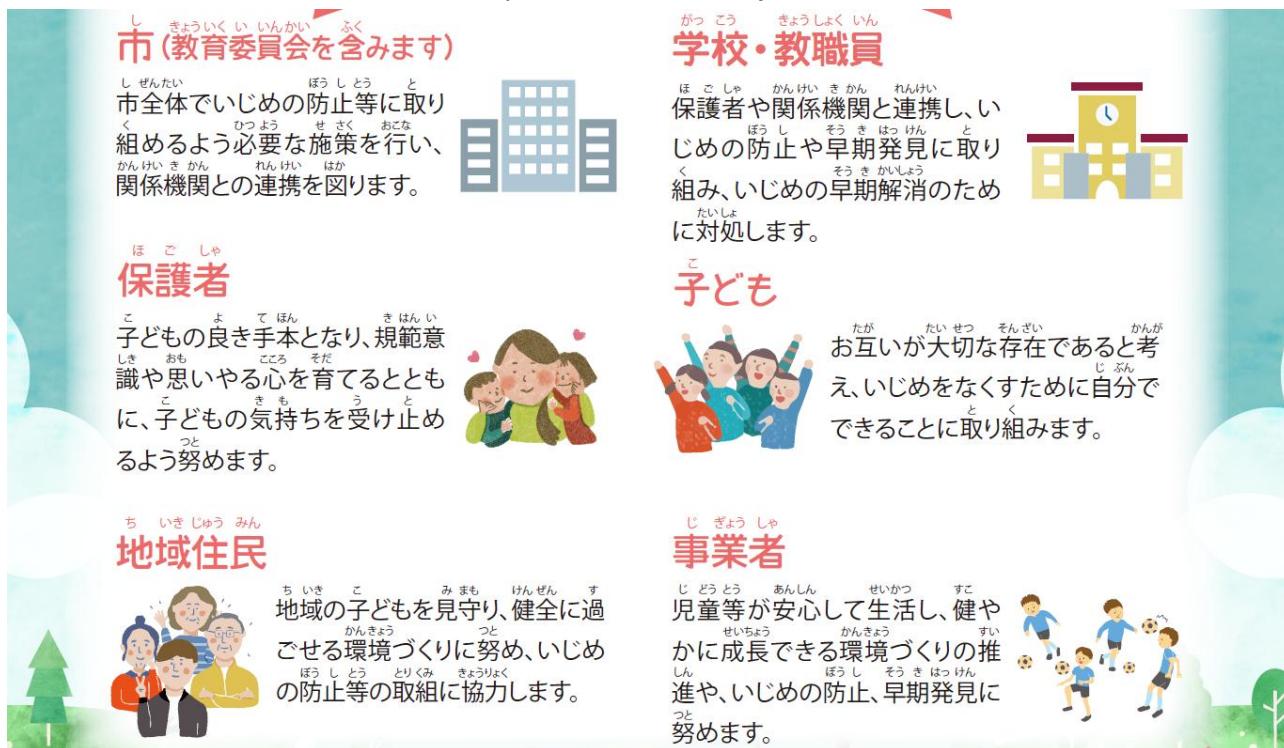


TEL :(0565)76-2504  
E-mail : s-iino@toyota.ed.jp

## 「豊田市いじめの防止等に関する条例」の制定について

いじめの防止は、豊田市において重要な課題です。子どもの活動は学校だけでなく、市全体に広がっています。だから、学校、保護者、地域住民、事業者等、市全体でいじめの防止の基本理念を共有し、いじめの防止に取り組む必要があります。いじめの防止の取組を市民全体で推進することを目的として、本条例が制定されました。

保護者、地域住民、地域クラブ等の取組や役割を明確にしたことが、本条例の価値であると考えています。(下図：豊田市作成 チラシから)



条例はこちら

チラシはこちら

## SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について

上記のことについて、文部科学省から対応の通知がありました。改めて全児童を対象に、暴力行為やいじめ等の有無について緊急の確認をします。対応については、下の資料を御覧ください。

また、学習用タブレットには「先生たすけて」というアイコンがあり、いつでもタブレットを使って児童が先生に対して発信できる環境が整っています。今年度も実際に数件の発信があり、教員が迅速に対応したという事例があります。

併せて、インターネット上のトラブルについては、学校における対応・指導の範疇を超えている事案です。お子様にスマホを持たせている御家庭は、年齢に応じた適切な使用方法と、「インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害」について、保護者による徹底した指導と管理をお願いします。

資料1はこちら 資料2はこちら インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内



【タブレットのアイコン】